

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第三編 農民運動

第四章 主要地方における農民運動

第三節 秋田その他の地方

秋 田

一九三八年二月一三日に結成された大日本農民組合秋田県連合会(会長川俣清音、主事北島末市)は、日中戦争開始後のきびしい官憲の取締りによってその活動を拘束されて来たが、四〇年にはついに解散した。農地制度改革同盟には川俣清音が理事に選出されたが、秋田の農民組職としては大日農県連解散後まとまったものはなくなってしまった。これらの農民団体に所属した活動分子の一部は、一九四〇年一月、県が小作料統制令にもとづいて最高小作料を公定するや、適正小作料の設定を中心に運動地盤の再建をはかったが、実現しなかった。

興農報国会

秋田県の小作人組合、地主組合および協調組合の推移をみると(第25表)、一九三七年一〇九組合、四、三一二人を数えた小作人組合は四〇年には二四組合、一、五二〇人と減少し、翌年には姿を消した。地主組合も三七年一〇組合、四二九人を数えたものが四二年にはわずか六組合、四二人と減少した。協調組合は三七年八、九一二人の組合員を有したが戦時中にその数を増し、太平洋戦争開始の年にはじつに三八、〇五一人となり、四四年には四六、三六九人となった。この戦時下急増した組織は、県警察部の斡旋指導によって上から急造されたもので、多くは地主の家名を冠した官製団体である。それらは農民の自主的団体でも、農民的生活利益を守るための組職でもなかった(秋田県農地改革史編纂委員会「秋田県農地改革史」三四六ページ参照)。一九四四年三月二〇日付、県当局から農林省に提出された「農地関係争議、小作調停並地主組合ノ統計ニ関スル件」の中に、つぎのような記述がある。

「地主組合小作人組合等単独ノモノハ昭和十七年以降設立サレズ。
協同組合タル興農報国会ハ県警察部ノ斡旋指導ノ下ニ益々ソノ数ヲ増シ地主小作人間ノ融和、早魃ニ対スル検見等二種々活動ヲ為シ、農村ノ平和、生産力ノ維持増産ニ貢献シツツアリ。」(傍点は引用者による)。

小作争議と小作調停

大正末から昭和のはじめにかけて五年間の大闘争を展開した前田村小作争議によって全国に知られたように、秋田県は東北地方における有数の争議地帯であった。しかしここでも日中戦争ころには争議件数は減少し、農民組合は活動分子を失って指導力が弱まり、太平洋戦争開始のころになるとその傾向はいっそう強まった。第26表によって小作争議件数の推移をみると、一九三九年二九〇件を数えたものが四〇年には二一〇件に減り、その後減りつづけて四三年にはわずか六四件となった。このような小作争議減少傾向の諸原因は、すでに北海道や新潟の小作争議についてみて来たように、一方における官憲の弾圧、農民に対する直接的権力的統制の強化と、他方における政府の農地政策・小作対策(自作農創設、小作料統制、食糧管理による二重米価制、小作争議調停等)の進展にあった。

さて、戦時下の小作争議の原因についてみると、「小作料滞納」「小作料値上改正及満期」「小作料高率」等、小作料に関して起こったものがいぜんとして多いが(前表参照)、地主の「小作地引上」によって発生した争議も、三八年一六二件、三九年一二六件とこの両年度では最多数をしめ、それ以後も相当に多い。戦時経済の進むなかで地主自耕のため、または農地の転用のために土地引上げをおこなうケースが増えたことの反映であろう。

地主・小作人の参加人員からみると、一件当り地主一〜二名、小作人三〜四人で争議の小規模化が特徴的である。それは関係土地面積からみても同じことが指摘できる。

つぎに小作調停事件であるが(第27表)、一九三八年に二五八件を数えたものがその後漸減し、四二年にはいっそう大はばに減少して一五六件となった。事件を種類別にみると、「小作料支払」「小作料減免」等小作料に関するものが多数をしめているが、同時に「土地返還」「小作料支払、土地返還」、「小作継続」等、小作契約の継続をめぐる土地争議も各年を通じ相当数にのぼっている。また調停の結果をみると、各年を通じ全体の一〇%前後が取下げとなり、また少数の未済事件をのこして、ほかは調停成立となっている。

和歌山県

和歌山県における農民運動は一九二一年から本格的展開を見せた。官庁統計によれば、その前年わずか一件を数えたにすぎぬ小作争議は二一年において一〇一件に達したことをみてもそれはわかる。その後は大正末まで運動の高揚をみ、一時的沈滞ののち、ふたたび昭和恐慌下に再燃した。しかし日中戦争前後から急速に退潮してゆき、一九三六年における小作争議件数はわずか三九件と減少した。下の第28表によれば、一九四一年にはそれがさらに減少して一二件となり、翌四四年には一〇件に落ちた。

昭和恐慌下の本県の農民運動は、海草郡、和歌山市、有田郡、日高郡を中心に相当に激しい展開をみせたのであるが、一九三五年の海草郡における小作争議を最後として、組織的な運動は退潮していったのである。しかし、太平洋戦争開始後においても、少数ながらともかく小作争議がたたかわれたことは前掲の官庁統計によっても明らかで、注目されねばならない。またこの戦時下の争議は、関係土地面積や地主と小作人の数からみても、しだいにその規模を縮小し、大部分が小土地をめぐる地主一人に対する小作人数名の争いとなっているが(前掲表参照)、これは同じ戦時中の他府県の傾向と共通している。

つぎに戦時下の小作争議のうち重要な意味をもつ土地争議についてみよう。第29表によれば、一九四〇年における土地争議は一五件で、同年の総争議件数二四件中その半ば以上をしめている。それが四一年には八件となり、四五年になると一挙に八二五件と激増しているが、この後者は、終戦と同時に食糧難におちいり、また農地改革の実施におびえた地主の土地引上げによるものである。戦争経済の進展とともに、「農村平和」維持とならんで、耕作件安定化による食糧増産をねらった政府の諸政策も、ついに土地争議を絶滅させることはできなかったことを示している。

なお、本県における農民組合は、一九三五年現在で、全国農民組合連合会(支部一、組合数三三、組合員六五八)、皇国農民同盟(支部五、組合五五九人)および単独組合(組合一六、組合員一、三一二人)の三系統組織をもっていた。その後、大日本農民組合が結成された当時(一九三九年)、松阪栄次郎会長のもとに、二八町村に支部をもち、組合員総数六二六人を有する組織となった(「和歌山県農地改革史」一〇二ページ参照)。この組合も、その後わずかの期間において姿を消したことは他府県のばあいと同様である。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
